

「社債の価格情報インフラの整備等に関するワーキング・グループ」(第10回)

平成25年6月26日(水)  
16時00分～  
証券保管振替機構会議ホール

次 第

1. 公社債店頭売買参考統計値の報告時限及び公表時間の繰下げについて
2. その他

以 上

# 資料 1

## 「売買参考統計値の報告時限及び公表時間の見直しに関するアンケート」集計結果（概要）

平成 25 年 6 月 26 日

先般、6月6日付で御依頼をさせていただいた「売買参考統計値の報告時限及び公表時間の見直しに関するアンケート」に関する回答状況は以下のとおりとなっております。

【照会事項1】 自社における売買参考統計値の利用目的毎に「具体的な利用方法」、「公表時間を繰り下げた場合の影響の有無」、「影響の程度」について御回答ください。

（注1） 自社において複数の利用目的により売買参考統計値を利用している場合には、すべての利用目的について御回答ください。

（注2） 「公表時間を繰り下げた場合の影響の有無」及び「影響の程度」については、公表時間を午後6時30分とした場合と午後7時とした場合の両方について御回答ください。

（注3） 「影響の程度」については、①影響により必要とされる対応、②その対応のための費用や期間が必要である場合にはどの程度の費用や期間が必要か（費用及び期間については、概算かつ分かる範囲で結構です）について御回答ください。

なお、本協会がこれまでに行ったアンケート調査等によれば、公表時間を繰り下げた場合の主な影響（売買参考統計値の利用者における影響）として以下の点が寄せられています。

- ・システム変更が必要となる。
- ・業務終了時間が後ろ倒しとなり、労務管理上の問題や業務フローの再構築の必要性が生じる。

### 【回答の概要】

利用の目的	午後6時半で 影響がある	午後6時半では影響 はないが、午後7時 では影響がある	影響なし	その他（※1）	合計
自社の売買の参考価格	1社	3社	2社	—	6社
顧客の売買の参考価格	0社	2社	1社	—	3社
保有有価証券の時価評価	7社	1社	3社	—	11社
レポ取引の担保評価	3社	3社	4社	—	10社

信用・先物・OP取引等の代用有価証券の評価	2社	2社	2社	1社	7社
公社債の発行条件決定の際の参考価格	—	—	—	—	—
投資信託の基準価格の算定	2社	—	2社	—	4社
その他	2社	—	7社	—	9社
総合的な影響の有無（※2）	10社	1社	6社	1社	18社

※1 売買参考統計値データの提供方法が現行様式どおり（「社債」と「社債以外」とが一括データとして提供される）なのか、そうではない（「社債」と「社債以外」とで分けてデータが提供される）のかによって、システム改修に係る影響の有無及び程度が異なるとしている意見

※2 「総合的な影響の有無」については、「利用の目的」のうち1つでも「午後6時半で影響がある」と回答した会社は「午後6時半で影響がある」にカウントし、「利用の目的」の全てについて「影響なし」と回答した会社は「影響なし」にカウントし、それ以外の会社は「午後6時半では影響はないが午後7時では影響がある」にカウントしている。

利用の目的	影響の有無	影響の程度
自社の売買の参考価格	(6時半)有	・必要データ作成等の作業開始時刻の繰下げにより、労務上の費用が発生。（金額は不明）
	(7時)有	・業務フローの変更（運用変更・待機体制の見直し）が必要。 ・社内システムの変更が必要。社内システムの変更に関しては、関係するシステムが多数存在するため、対応期間や費用はすぐには算出不可。 ・基幹システム及びフロントシステムにデータの取り込みができず、価格が更新されないおそれがある。
顧客の売買の参考価格	(6時半)有	—
	(7時)有	・業務フローの変更が必要。 ・社内システムの変更が必要。社内システムの変更に関しては、関係するシステムが多数存在するため、対応期間や費用はすぐには算出不可。 ・基幹システム及びフロントシステムにデータの取り込みができず、価格が更新されないおそれがある。
保有有価証券の時価評価	(6時半)有	・協会 HP 公表データを取り込み後、社内システムへ反映しているため、システム変更に数百万円のレベルの費用負担。期間は1年程度必要。 ・情報ベンダーから提供を受けシステムで売買参考統計値を取り込んでいる。情報ベンダーからの提供時間が明確にならなければ正確な回答は出来ないが、数百万円規模のシステム変更が必要となる可能性がある。

利用の目的	影響の有無	影響の程度
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・バックオフィスで協会 HP 公表データを社内システムに入力し、フロント及びミドルで当該データを基に損益状況、リスク極度遵守状況をチェックしているため、バック・ミドル・フロントそれぞれの担当者に追加労務費用が発生する。また、個別ポジションにおいて極度抵触の可能性がある場合や相場急変時には、管理職（場合によっては役員クラスまで）が状況確認するために残ることがあり、そうした場合の労務費用は甚大。</li> <li>・社内における担保評価計算及び関連業務の時間に遅れが生じ、管理面での影響がある。</li> <li>・特に月末や期末は、時価評価を含む全ての作業・処理を当日中（システムクローズ時限迄）に確実に終了させる必要がある。</li> <li>・情報ベンダーの対応如何によって影響の程度は変わる。国債と社債の公表時間が分かれた場合はシステム対応が必要となる見込み。</li> </ul>
レボ取引の担保評価	(7時)有	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務フローの変更が必要。</li> <li>・6時半公表の場合よりも、さらに労務費用は増大する。</li> </ul>
信用・先物・OP取引等の代用有価証券の評価	(6時半)有	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業開始時刻の繰下げにより、労務上の費用が発生。（金額は不明）</li> <li>・現状、値洗い処理の締め時間は19:50。これはシステム、業務フローを変更することで吸収できる（金額未定）。</li> <li>・情報ベンダーから提供を受けシステムで売買参考統計値を取り込んでいる。情報ベンダーからの提供時間が明確にならなければ正確な回答は出来ないが、数百万円規模のシステム変更が必要となる可能性がある。</li> </ul>
	(7時)有	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社内システムの変更が必要。社内システムの変更に関しては、関係するシステムが多数存在するため、対応期間や費用はすぐには算出不可。</li> <li>・業務フローの変更が必要。</li> <li>・基幹システム及びフロントシステムにデータの取り込みができず、価格が更新されないおそれがある。</li> <li>・6時半に比べるとシステム、業務フローの変更規模は大きくなるが、吸収可能である（金額未定）。</li> </ul>

利用の目的	影響の有無	影響の程度
投資信託の基準価格の取り込み	(6時半)有	<ul style="list-style-type: none"> <li>・販売する全ての投信について、毎日 19 時に、委託会社より送付される基準価格を投信システムに取り込み、約定計算等のバッチ処理を行った後、約定計算結果を関連システムに連携している。現行のシステム構成では、基準価格受領から投信システムのバッチ処理まで通常 3 時間程度かかる。(処理負荷が大きい月末は 5 時間程度) その後、他システムにデータ反映する時間も必要であり、現行案の 1 時間 30 分の繰下げは投信業務への影響が大きい。また、当行においては障害発生時に備え、投信システムの夜間バッチを再処理可能なシステム構成としている。(通常日であれば 2 回バッチ処理が可能) 上記要件を満たすためには、システムの大幅増強が必要となる。費用は概算で数億円の見込み。</li> <li>・毎日 17 時半～18 時半を目途に基準価格を受領し、データ取り込み後、時価総額を算出しているため、業務終了時間が後ろ倒しとなり、労務管理上の問題(費用含む)や業務フローの再構築が必要となる。</li> </ul>
	(7時)有	同上
その他 (影響有りの意見のみ)	(6時半)有	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リスク値の算定の作業開始時刻の繰下げにより、労務上の費用が発生。(金額は不明)</li> <li>・当社システムでは売買参考統計値の配信完了をもって後続処理を起動させているため、配信完了までの待機体制の整備が必要。(金額は不明)</li> </ul>
	(7時)有	—

(注) 6時半と7時で同じ意見の場合は7時には記載していない。

- 【照会事項2】 (1) 公表時間の繰り下げにより、日々の業務の実施において新たな費用が生じることとなった場合、社債投資をやめる又は縮小せざるを得ないといった影響が生じると考えますか(公表時間を午後7時とする前提でお答えください)。
- (2) もし、そのような影響が生じる場合には、その理由や背景についても、可能な範囲で併せて御回答ください。
- (3) (1)の他、公表時間の繰り下げにより従来の社債投資に変化が生じると考えられる場合は、その内容も併せて記載してください。
- (4) 公表時間を午後6時30分とした場合で、上記(1)～(3)の回答内容が異なる場合には、その違いについて御回答ください。

【回答の概要】

影響の有無	社数	具体的な内容
社債投資への影響はない	10社	
社債投資に影響がある	1社	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己勘定による社債投資に関しては、公表時間が繰下げられた場合、社債投資拡大については慎重に考えざるを得ない。その理由は、ミドル・バックへの負担増によるオペレーショナルリスクの増加や、代替の金融商品対比の利便性低下が考えられるため。</li> <li>投資信託に関しては、仮に基準価格の報告が遅れる投信がある場合、当該投信の販売を見合わせる又は取扱いを停止する可能性は十分にあり。理由は、巨額のシステム投資負担を勘案すれば、(基準価格の受領が間に合わない)社債を含んだ投資信託を販売しないという選択肢は十分に考えられるため。この場合、当該投信の規模縮小を通じて社債市場への資金が減少することは十分に想定可能。</li> </ul>

【照会事項3】 (指定報告協会員となっている証券会社のみ報告者の立場から御回答ください。)

- (1) 売買参考統計値の報告時限を午後6時、公表時間を午後7時に繰り下げた場合、どのような影響や負担が生じますか。
- (2) 売買参考統計値の報告時限を午後6時、公表時間を午後6時30分とした場合で、上記(1)の回答内容が異なる場合には、その違いについて御回答下さい。

(注) 算出方法の見直しとして、今後は、平均気配値から一定以上乖離している気配値が報告された銘柄について、自社の報告気配値が適正なものとなっているかの確認を行っていただくこととしております。当該確認を行っていただくためには、全社の気配値が揃い、日証協によるチェックが行われる時間(午後6時過ぎ)までは、指定報告協会員において作業が発生し得る(待機していただく必要がある)と考えています。この点を踏まえて御回答ください。

【回答の概要】

公表時間	主な意見
午後7時とした場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>報告時限が午後6時に繰り下げられた場合でも現状の報告時限に基づいて気配値報告を行うフローを想定しているが、日証協によるチェックが完了するまで気配値を決定する担当者が待機する必要があることから、そのための人件費負担が発生する。</li> <li>日証協によるチェックに伴う、気配値の再確認・修正の時間が30分程度しかない状況を勘案すると、専用端末でしか情報送受信を行えない現行の業務フローは非効率であり、システム対応など改善策を検討してもらいた</li> </ul>

公表時間	主な意見
	い。 ・追加システム負担、社内の業務フローの改定及び追加人員の手当てが必要となる。
午後6時30分とした場合 (午後7時と回答内容が異なる場合)	・報告時限から公表までの時間が30分ということになることから、午後7時とする場合から、更に時間縮小するためのシステム・人員手当等が必要になる。 公表時間を午後6時30分とする場合は報告時限も前倒す方向性が望ましい。

【照会事項4】本協会が掲げる「公表時間を繰り下げる必要性」と照会事項1～3で御回答いただいた自社における対応等を勘案したうえで、事務局の見直し案（「2. 事務局としての考え方 (2) 具体的な見直し案」の枠内の案）についてどのように考えますか。

【回答の概要】

	社数	主な意見
事務局案に肯定的な意見	4社	・事務局案に異論はない。 ・投信運用会社の根幹業務である「投資信託の基準価額の算定」に売買参考統計値を利用している会社は限られており、「公表時間の繰り下げ」による業界全体での大きな混乱は生じ得ないものとする。
事務局案に否定的な意見	4社	・公表時間繰り下げによるコストは非常に大きく、特に労務面においては、直接的な労務費用の増加に加え、人事規程等の変更が必要となる可能性もある。売買参考統計値の精度が向上することに対しては、ユーザーとしてメリットを感じているのは事実であるが、公表時間繰り下げを伴うものである場合、コスト対比で考えればトータルではメリットを大きく上回るデメリットがあるとする。 ・主幹事を多く努めている協会の参加は重要なことであるが、主幹事を務め、かつ、時間内に報告している業者の方が多く事実もあり、現行の体制に問題があるとは考え難い。
その他 [中立的な意見] [懸念を示す意見]	8社	[中立的な意見] ・公表時間が午後6時30分であれば対応できる。 ・制度の詳細決定・公表から1年半～2年程度後の実施であり、相応の準備期間が設けられており、大きな方向性について対応可能と考えている。ただし、公表時間の繰り下げは利用者目線で極小化しつつ、報告時限と公表時間に相応の時間を確保する形で報告時限を検討する方向性が望ましい。

	社数	主な意見
		<p>[懸念を示す意見]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 売買参考統計値を利用する部署は、売買参考統計値発表日にデータの取り込みが完了し、翌朝に利用できれば特段の影響はないが、システム的には売買参考統計値の取り込み開始時間が繰り下がることにより、他の業務のシステム処理に影響が出ることが考えられる。</li> <li>・ バックオフィスが若干心配である。</li> <li>・ 公表時間が午後7時ということであれば、別の方法で時価を取得することを考える必要がある。</li> </ul>

【照会事項5】 売買参考統計値の公表時間が後ろ倒しされた場合に生じる影響と事務局の考える「公表時間を繰り下げる必要性」を考慮すると、以下のように「速報値」と「確報値」の2段階で売買参考統計値の算出、公表を行う方法も考えられます。

- |   |
|---|
| <p>イ 社債と社債以外で報告時限、公表時間を分けた制度とする（社債以外については、<u>現行の報告時限、公表時間を変更しない</u>）。</p> <p>ロ 社債については「速報値」（午後4時30までに報告が行われた気配値に基づき算出された値）と「確報値」（午後6時までに報告が行われた気配値（すべての気配値）に基づき算出された値）の2段階で公表を行う制度とする（社債については、2つの売買参考統計値を算出、公表する。）。</p> <p>ハ 「速報値」については以下の対応とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社債の報告時限を現行と同様の午後4時30分とする。</li> <li>・ 社債の公表時間を現行と同様の午後5時30分とする。</li> </ul> <p>ニ 「確報値」については以下の対応とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社債の報告時限を現行の午後4時30分から午後6時に繰り下げる。</li> <li>・ 社債の公表時間を現行の午後5時30分から午後6時30分又は午後7時に繰り下げる。</li> </ul> <p>ホ 制度の詳細決定・公表から1年半～2年程度後に実施する（周知期間（準備期間））。</p> |
|---|

上記のように「速報値」と「確報値」の2段階で売買参考統計値を算出、公表することについてどのように考えますか。また、自社に

において「速報値」を利用する場合には、現行の業務フローに影響を与えることはないと考えられますが、「速報値」を利用することについての懸念点や、懸念点を解消するために対応すべきと考える点があれば御記載ください。

【回答の概要】

	社数	主な意見
2段階公表に肯定的な意見	4社	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「速報値」と「確報値」の2段階に分け、「速報値」を元にフィードバックされる「乖離チェック」を参考に「確報値」において報告値の修正をする場合、修正の要否、判断、変更等までの時間が1時間半度確保できることから異常値チェックの精度向上に繋がる可能性があると考えます。</li> <li>・自社の売買の参考価格（値幅制限の基準）、保有有価証券の時価評価に実際に利用するのは「確報値」のみであるが、「速報値」を利用することにより相場急変時等に早いタイミングでその水準を把握できることは有用である。</li> <li>・時間的な制約がある利用者の便宜を図るためには、望ましい方法であると考えますが、「速報値」と「確報値」に大きな乖離が生じた場合、「速報値」の正確性に疑義が生じることが懸念される。</li> <li>・速報値と確報値が両方公表される場合、通常は（内部管理上は）速報値で処理したうえで、翌日に確報値との乖離状況を確認し、損益補正の要否を判断する。その場合、決算基準日のみ確報値の公表を待って処理する（労務上の費用発生が決算基準日のみ抑えられる）運営が考えられる。</li> </ul>
2段階公表に否定的な意見	13社	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「速報値」と「確報値」は、単純に「速報値」を再確認・修正したものが「確報値」ではなく、そもそも報告協会が異なる、全く性質が異なるものであり、算出基準が異なる2つの売買参考統計値が公表されることにより、評価基準等に混乱を与える可能性がある。</li> <li>・最終的に利用するのは確報値であり、変更される可能性のある速報値は必要ない。</li> <li>・財務報告への利用は「確報値」に限られるため、「速報値」を公表するのであれば、変動する可能性について十分な注意喚起が必要と思われる（「速報値」を財務報告に利用することは適切でないといっている）。</li> <li>・「速報値」と「確報値」の二つの値が存在するため、追加のシステム負担等がそうでない場合に比して相応に高まる。</li> <li>・売買参考統計値が「速報値」と「確報値」の2本でできることに制度として違和感があり、かえって売買参考統計値の信頼性を低下させてしまうのではないかと。</li> </ul>

以上

## 資料 2

「売買参考統計値の報告時限及び公表時間の見直しに関するアンケート」集計結果（各社回答 詳細版）

平成 25 年 6 月 26 日

### 【照会事項 1】

利用の目的	午後 6 時半で 影響がある	午後 6 時半では影響 はないが午後 7 時で は影響がある	影響なし	その他（※1）	合計
自社の売買の参考価格	1 社	3 社	2 社	—	6 社
顧客の売買の参考価格	0 社	2 社	1 社	—	3 社
保有有価証券の時価評価	7 社	1 社	3 社	—	11 社
レポ取引の担保評価	3 社	3 社	4 社	—	10 社
信用・先物・OP 取引等の代用有価証券の評価	2 社	2 社	2 社	1 社	7 社
公社債の発行条件決定の際の参考価格	—	—	—	—	—
投資信託の基準価格の算定	2 社	—	2 社	—	4 社
その他	2 社	—	7 社	—	9 社
総合的な影響の有無（※2）	10 社	1 社	6 社	1 社	18 社

※1 売買参考統計値データの提供方法が現行様式どおり（「社債」と「社債以外」とが一括データとして提供される）なのか、そうではない（「社債」と「社債以外」とで分けてデータが提供される）のかによって、システム改修に係る影響の有無及び程度が異なるとしている意見

※2 「総合的な影響の有無」については、「利用の目的」のうち1つでも「午後 6 時半で影響がある」と回答した会社は「午後 6 時半で影響がある」にカウントし、「利用の目的」の全てについて「影響なし」と回答した会社は「影響なし」にカウントし、それ以外の会社は「午後 6 時半では影響はないが午後 7 時では影響がある」にカウントしている。

【個社回答】

利用の目的	会社名	具体的な利用方法	影響の有無	影響の程度
自社の売買の参考価格	A社	必要データ作成のためのデータ取り込み。	(6時半) 有	作業開始時刻の繰下げにより、労務上の費用が発生。(金額は不明)
			(7時) 有	同上
	B社	毎営業日、17時30分頃までにBISサーバ経由のデータを取り込み、他の社内時価も含めて20時まで社内システムへデータ転送を行い、後続の処理で利用する。	(6時半) 無	
			(7時) 有	社内システムと業務フローの変更が必要。社内システムの変更に関しては、関係するシステムが多数存在するため、対応期間や費用はすぐには算出不可。
	C社	ファンドマネージャーやトレーダーが社債データを利用しているが、あくまでも個人ベースでの利用にとどまり、会社としてシステムの対応は特に行っていない。	(6時半) 無	
			(7時) 無	
	D社	売買参考統計値を時価として採用し、夜間バッチ処理により基幹システムならびにフロントシステムに取り込んでいる。	(6時半) 無	午後7時までであれば対応可。
			(7時) 有	午後7時厳守。遅れた場合は基幹システムに取り込みができないおそれがある(更新されず前日のまま)。
	E社	毎営業日、データを取り込み、翌営業日の売買における値幅制限の基準として利用している。	(6時半) 無	

利用の目的	会社名	具体的な利用方法	影響の有無	影響の程度
			(7時) 有	運用変更が必要。(金額は不明) 待機体制の見直しが必要。(金額は不明)
	F社	社債売買時の参考値として使用	(6時半) 無	
			(7時) 無	
顧客の売買の 参考価格	B社	毎営業日、17時30分頃までにBISサーバ経由のデータを取り込み、他の社内時価も含めて20時まで社内システムへデータ転送を行い、後続の処理で利用する。	(6時半) 無	
			(7時) 有	社内システムと業務フローの変更が必要。 社内システムの変更に関しては、関係するシステムが多数存在するため、対応期間や費用はすぐには算出不可。
	D社	売買参考統計値を時価として採用し、夜間バッチ処理により基幹システムに取り込んでいる。	(6時半) 無	午後7時までであれば対応可。
			(7時) 有	午後7時厳守。遅れた場合は基幹システムに取り込みができないおそれがある(更新されず前日のまま)。
	G社	夜間バッチで価格情報を取り込む	(6時半) 無	
			(7時) 無	

利用の目的	会社名	具体的な利用方法	影響の有無	影響の程度
保有有価証券の時価評価	B社	毎営業日、17時30分頃までにBISサーバ経由のデータを取り込み、他の社内時価も含めて20時まで社内システムへデータ転送を行い、後続の処理で利用する。	(6時半) 無	
			(7時) 有	社内システムと業務フローの変更が必要。社内システムの変更に関しては、関係するシステムが多数存在するため、対応期間や費用はすぐには算出不可。
	D社	売買参考統計値を時価として採用し、夜間バッチ処理により基幹システムならびにフロントシステムに取り込んでいる。一部、顧客の担保有価証券の評価計算のために、発表直後にフロントシステムに手入力により処理。	(6時半) 有	社内における担保評価計算及び処理の時間に遅れが生じ、管理面での影響がある(特に月末)。他に労務上の費用が発生。
			(7時) 有	同上
	E社	毎営業日、クイック端末で公表データを確認し、保有有価証券の時価をチェックしている。	(6時半) 有	通常の勤務時間内に当日の時価(確報値)が確認できることが望ましいが、速報値が発表されればある程度の代替手段となると思われる。
			(7時) 有	同上
	F社	毎営業日17時30分頃に協会HPに公表されたことを確認し、REUTERS経由で社内システムへ手起動で取り込み。 データの取り込み後、社内システムの反映状況等の確認	(6時半) 有	労務上の費用が発生(金額は不明)
			(7時) 有	労務上の費用が発生(金額は不明)

利用の目的	会社名	具体的な利用方法	影響の有無	影響の程度
	G社	夜間バッチで価格情報を取り込む	(6時半) 無	
			(7時) 無	
	H社	毎月末、協会 HP に公表されたデータの取り込み。データ取り込み後、社内システムへの反映	(6時半) 有	システム変更に数百万円のレベルの費用負担。期間は1年程度必要。他に労務上の費用が発生（金額は不明）
			(7時) 有	同上
	I社	取引残高報告書、残高証明書等の帳票及びオンラインリクエスト画面等において個社算定時価が無い銘柄については売買参考統計値を表示又は売買参考統計値を用いた評価額計算を行っている。	(6時半) 無	夜間処理のため、最遅20:00までに受信できれば影響なし。
			(7時) 無	同上
	J社	バックオフィス：毎営業日、協会 HP に公表されたデータを取り込み、社内システムに入力 フロント・ミドル：バックオフィスの入力したデータを基に損益状況、リスク極度遵守状況をチェック	(6時半) 有	バックオフィス：入力者、確認者の2名が繰下げ時間相当の時間外労働となる。 ミドル：バックによるシステム入力の後ずれ分だけ確認作業は後ずれ。担当者（確認者）の追加労務費用が発生。また、毎月末／毎期末については、本件を含む全ての作業・処理を当日中（システムクローズ時限迄）に確実に終了させる必要がある。

利用の目的	会社名	具体的な利用方法	影響の有無	影響の程度
				フロント:担当者の追加労務費用が発生。また、個別ポジションにおいて極度抵触の可能性がある場合や相場急変時には、管理職(場合によっては役員クラスまで)状況確認のために残ることがあり、そうした場合の労務費用は甚大。
			(7時)有	6時半公表の場合よりもさらに労務費用増大
			(6時半)有	情報ベンダーの対応如何によって影響の程度は変わるものの、公表時間の繰り下げについては、特段の影響はないものと思料される。しかし、システム取込は1日1回の設定となっているため、国債と社債の公表時間が分かれた場合には、システム対応が必要となる見込み。(期間および費用については不明)
	K社	毎営業日、基本的には19時半までに情報ベンダーから提供されるデータをシステムにて取込。	(7時)有	同上
			(6時半)無	
			(7時)無	
L社	毎営業日、20時から公表データを業者経由で取り込み。 データ取り込み後、21時から社内システム処理を開始。	(6時半)無		
		(7時)無		

利用の目的	会社名	具体的な利用方法	影響の有無	影響の程度
	M社	利用している。	(6時半) 有	情報ベンダーから提供を受けシステムで売買参考統計値を取り込んでいる。情報ベンダーからの提供時間が明確にならないと正確な回答は出来ないが、数百万円規模のシステム変更が必要となる可能性がある。
			(7時) 有	同上。なお、当然のことながら、6時半よりも30分遅くなることにより、情報ベンダーからの提供時間も後ずれし、システム変更の可能性が高くなる。
レポ取引の担保評価	A社	必要データ作成のためのデータ取り込み。	(6時半) 有	作業開始時刻の繰下げにより、労務上の費用が発生。(金額は不明)
			(7時) 有	作業開始時刻の繰下げにより、労務上の費用が発生。(金額は不明)
	B社	毎営業日、17時30分頃までにBISサーバ経由のデータを取り込み、他の社内時価も含めて20時まで社内システムへデータ転送を行い、後続の処理で利用する。	(6時半) 無	
			(7時) 有	社内システムと業務フローの変更が必要。社内システムの変更に関しては、関係するシステムが多数存在するため、対応期間や費用はすぐには算出不可。
C社	社債価格については利用していない。 (日本国債については利用している。毎営業日、協会HPに公表されたデータH社内システムに入	(6時半) 無	— ※日本国債はこれまで通りの時間に公表される前提。	

利用の目的	会社名	具体的な利用方法	影響の有無	影響の程度
		力。)	(7時) 無	同上
	D社	売買参考統計値を時価として採用し、夜間バッチ処理により基幹システムならびにフロントシステムに取り込んでいる。	(6時半) 無	午後7時までであれば対応可。
			(7時) 有	午後7時厳守。遅れた場合は基幹システムに取り込みができないおそれがある(更新されず前日のまま)。
	E社	毎営業日、19時頃にデータを取り込み、国債レポ取引の担保評価に利用している。	(6時半) 無	
			(7時) 有	システム変更が必要。(金額は不明)
	H社	社債レポが本格化まで利用は限定的。	(6時半) 無	
			(7時) 無	
	I社	レポ取引の担保評価、値洗い(マージンコール含む)に売買参考統計値を利用している。 (基本的には夕方に受信した売買参考統計値を元に担保評価計算し、値洗い処理を行う。)	(6時半) 有	現状、値洗い処理の締め時間は19:50。これはシステム、業務フローを変更することで吸収できる(金額未定)。
			(7時) 有	6時半に比べるとシステム、業務フローの変更規模は大きくなるが、吸収可能である(金額未定)。

利用の目的	会社名	具体的な利用方法	影響の有無	影響の程度
	J社	貸し債券における担保評価：日々の値洗いに利用。	(6時半) 無	発表翌朝の処理のため、影響なし。
			(7時) 無	同上
	L社	毎営業日、20時から公表データを業者経由で取り込み。 データ取り込み後、21時から社内システム処理を開始。	(6時半) 無	
			(7時) 無	
	M社	利用している。	(6時半) 有	情報ベンダーから提供を受けシステムで売買参考統計値を取り込んでいる。情報ベンダーからの提供時間が明確にならなければ正確な回答は出来ないが、数百万円規模のシステム変更が必要となる可能性がある。
			(7時) 有	同上。なお、当然のことながら、6時半よりも30分遅くなることにより、情報ベンダーからの提供時間も後ずれし、システム変更の可能性が高くなる。
信用・先物・OP取引等の代用有価証券の評価	A社	必要データ作成のためのデータ取り込み。	(6時半) 有	作業開始時刻の繰下げにより、労務上の費用が発生。(金額は不明)
			(7時) 有	作業開始時刻の繰下げにより、労務上の費用が発生。(金額は不明)

利用の目的	会社名	具体的な利用方法	影響の有無	影響の程度
	B社	毎営業日、17時30分頃までにBISサーバ経由のデータを取り込み、他の社内時価も含めて20時まで社内システムへデータ転送を行い、後続の処理で利用する。	(6時半) 無	
			(7時) 有	社内システムと業務フローの変更が必要。社内システムの変更に関しては、関係するシステムが多数存在するため、対応期間や費用はすぐには算出不可。
	D社	売買参考統計値を時価として採用し、夜間バッチ処理により基幹システムに取り込んでいる。	(6時半) 無	午後7時までであれば対応可。
			(7時) 有	午後7時厳守。遅れた場合は基幹システムに取り込みができないおそれがある(更新されず前日のまま)。
	H社	協会HPに公表されたデータの取り込み。データの取り込み後、社内システムへの反映。	(6時半) 有	システム変更には数百万円のレベルの費用負担。期間は1年程度必要。
			(7時) 有	同上
	I社	信用・先物・OP取引等の代用有価証券の評価の担保評価に売買参考統計値を使用している。(夕方に受信した売買参考統計値を翌日用の担保評価として計算。翌日オンライン開始時点から参照可能。)	(6時半) 無	夜間処理のため、最遅20:00までに受信できれば影響なし。
			(7時) 無	同上

利用の目的	会社名	具体的な利用方法	影響の有無	影響の程度
	L社	毎営業日、20時から公表データを業者経由で取り込み。 データ取り込み後、21時から社内システム処理を開始。	(6時半) 無	
			(7時) 無	
	N社	毎営業日、18時頃までに協会 HP に公表されたデータの取り込み。 データの取り込み後、社内システムの反映状況等の確認	(6時半) 有・無	社債の売買参考統計値が確定した後に、国債等も含んだ全銘柄の売買参考統計値データファイル（現行様式のファイル）が提供されるとの前提であれば、システム運用におけるデータ取り込み時間帯の変更程度で対応が可能だが、「社債以外」、「社債のみ」という形で分けてファイルが配信される場合にはシステム改修が必要であり、相応の費用負担が発生するため、全銘柄の売買参考統計値データファイルの配信の継続を希望する。  （なお、国債については、現行どおり17時半に売買参考統計値の配信をお願いしたい。また、コード体系等を把握するため接続仕様書相当の資料の開示及び ISIN コードの追加掲載を希望する。）
			(7時) 有・無	同上

利用の目的	会社名	具体的な利用方法	影響の有無	影響の程度
公社債の発行 条件決定の際 の参考価格	—	—	(6時半) 無	
			(7時) 無	
投資信託の基 準価格の算定	C社	特に利用していない。 (当社が投資信託の基準価額算定に売買参考統計値を用いていない理由は、「公表時間の遅さ」である。当社の場合、基準価額は午後5時前後には算出されており、計理担当者曰く「現行の午後5時半でも遅い」とのことであった。)	(6時半) 無	—
			(7時) 無	同上
	I社	弊社では当該業務において売買参考統計値を直接利用していないが、各投信運用会社が算出した基準価格を取込んでいる。	(6時半) 無	夜間処理のため、投信の基準価格を最遅20:00までに受信できれば影響なし。
			(7時) 無	同上
	J社	販売する全ての投信につき、委託会社より基準価格を受領し、夜間バッチ処理を経て顧客口座に反映。具体的には、毎日19時前に各社から送付ある基準価格を投信システムに取込み、取込み終了後、約定計算等のバッチ処理を開始。その後約定計算結果を関連システムに連携する。	(6時半) 有	現行のシステム構成では各委託会社からの報告受領から投信システムのバッチ処理の时限まで、通常3時間程度かかる。(処理負荷が大きい月末は5時間程度)その後、他システムにデータ反映する時間も必要であり、現行案の1時間30分の繰下げは投信業務への影響が大きいと思われる。 また、当行においては障害発生時に備え、投

利用の目的	会社名	具体的な利用方法	影響の有無	影響の程度
				信システムの夜間バッチを再処理可能なシステム構成としている。(通常日であれば2回バッチ処理が可能) 上記要件を満たすためには、システムの大幅増強が必要となる。費用は概算で数億円の見込み。
			(7時)有	同上
			(6時半)有	業務終了時間が後ろ倒しとなり、労務管理上の問題(費用面含む)や業務フローの再構築の必要性が生じる。
	L社	毎営業日、17時半～18時半までを目途にFUNDWEB経由で投資信託の基準時価を受領。データ取込み後、弊社の資産毎の保有時価総額およびファンド毎の時価総額を算出。	(7時)有	同上
リスク値の算定	A社	必要データ作成のためのデータ取り込み。	(6時半)有	作業開始時刻の繰下げにより、労務上の費用が発生。(金額は不明)
			(7時)有	作業開始時刻の繰下げにより、労務上の費用が発生。(金額は不明)
売買参考統計値の配信までの待機	E社	弊社システムでは売買参考統計値が配信されたことをもって後続処理を起動させている。	(6時半)有	配信までの待機体制の整備が必要。(金額は不明)
			(7時)有	配信までの待機体制の整備が必要。(金額は不明) システム改修が必要。(金額は不明)

利用の目的	会社名	具体的な利用方法	影響の有無	影響の程度
債券店頭オプションの原証券の評価	I社	債券店頭オプションの原証券時価評価を行う際に売買参考統計値を使用している。 (夕方に受信した売買参考統計値を翌日用の担保評価として計算。翌日オンライン開始時点から参照可能。)	(6時半) 無	夜間処理のため、最遅20:00までに受信できれば影響なし。
			(7時) 無	同上
定期報告帳票への時価記載	I社	日本銀行等への報告帳票に売買参考統計値を時価として記載。 『円建外債に対する投資残高に関する報告書』 『居住者発行円払証券に対する投資残高に関する報告書』等	(6時半) 無	夜間処理のため、最遅20:00までに受信できれば影響なし。
			(7時) 無	同上
単純銘柄参照	I社	「銘柄照会・銘柄検索」機能において、各種利回り等を算出・表示している。 (夕方に受信した売買参考統計値を利用して計算。翌日オンライン開始時点から参照可能。)	(6時半) 無	夜間処理のため、最遅20:00までに受信できれば影響なし。
			(7時) 無	同上
債券取引の売買審査	O社	取引価格の妥当性の検証のためにチェック対象として利用するケースがある。 当日の取引の価格妥当性について翌日にチェックを行うため公表時間の繰下げの影響は全くない。	(6時半) 無	影響なし
			(7時) 無	影響なし
有価証券時価評価又は開示の妥当性の監	P社	日本証券業協会公表データの参照(当日入手する必要はない。)	(6時半) 無	
			(7時)	

利用の目的	会社名	具体的な利用方法	影響の有無	影響の程度
査証拠			無	
レポ取引の評価等	Q社	<p>当社はレポ取引の取引価格の算出に約定日前日の売買参考統計値を利用しているほか、取引終了後、レポ取引の担保金の評価（値洗い）を行うために当日の売買参考統計値のデータを自社システムに取り込んでいる。</p> <p>※自社システムへの取り込みの切替えは手動で行っている。</p>	(6時半) 無	<p>当社はJGB以外の取引は行っていないので、「社債以外について現行の報告時限、公表時限を変更しない」のであれば、全く影響はない。</p> <p>今後、仮に社債のレポ取引を開始することとなった場合、担保金の評価（値洗い）を行うために売買参考統計値を利用することになると思われる。</p> <p>その際の対応として、自社のシステムに売買参考統計値を取り入れる時間まで人員を確保する必要性は出てくるが、現行システムに銘柄を追加するだけなので、大規模なシステムの変更は発生しないと思われる。</p>
			(7時) 無	
その他	R社	<p>一般振替DVP制度の参加者がほふりクリアリングに預託している国債担保の時価評価を行うために、協会HPに公表された売買参考統計値のデータを毎営業日取り込んでいる。</p>	(6時半) 無	事務局案は社債に限定した公表時間の見直しであるため、弊社に特段の影響はない。
			(7時) 無	同上。

【照会事項2】

会社名	回答
A社	(1) 弊社のスタンスに影響はない。 / (2) ~ (4) -
C社	(1) 売買参考統計値の社債データを社内的に利用していないため、特に影響はない。また、今後の可能性として、売買参考統計値を利用することとなり、業務上の費用負担が生じることとなっても、社債投資に対して消極的になることはない。 (2) ~ (4) -
E社	(1) 適切な移行期間を経てシステム対応が完了した場合には、社債投資、売買等を縮小せざるをえないといった影響が生じることはない。 (2) ~ (4) -
F社	(1) 繰り下げにより、仮に新たな費用負担が生じたとしても、社債投資をやめる又は縮小する、という結論にはならない。 (2) ~ (4) -
I社	(1) 弊社において公表時間の繰り下げによる影響は比較的軽微と予想されることから、社債投資をやめる又は縮小するといった影響はないものとする。 (2) ~ (4) -
J社	(1) ① 自己勘定による社債投資に関しては、公表時間が繰下げられた場合、社債投資拡大については慎重に考えざるを得ない。 ② 投資信託に関しては、仮に基準価格の報告が遅れる投信がある場合、当該投信の販売を見合わせる又は取扱いを停止する可能性は十分にあり。この場合、当該投信の規模縮小を通じU社債市場への資金が減少することは十分に想定可能。

会社名	回答
	<p>(2)</p> <p>① ミドル・バックへの負担増によるオペレーショナルリスクの増加や、代替の金融商品対比の利便性低下が考えられるため。</p> <p>② 巨額のシステム投資負担を勘案すれば、(基準価格の受領が間に合わない)社債を含んだ投資信託を販売しないという選択肢は十分に考えられるため。</p> <p>(3) 上記(1)と同様</p> <p>(4) 公表時間が18:30の場合と19:00の場合では、本質的に変わる点はない。</p>
M社	<p>(1) 上記システムについてはシステム全体で利用しているシステムである。システム変更により、システム全体で、社債投資をやめる又は縮小せざるを得ないといった影響は生じないと考えるが、システム変更にかかる費用発生は、相応の負担と考える。</p> <p>(2)～(4) —</p>
N社	<p>(1) 特段の影響は生じません。</p> <p>(2)～(4) —</p>
O社	<p>フロントにおける取引において売参値を利用していないために費用負担や投資行動への影響はない。取引価格の妥当性のチェックとして売参値をシステムに取込む設計となっているが7時への繰下げによる費用負担を新たに考える必要はない。</p>
L社	<p>新たな費用負担が生じたとしても比較的小さいと考えられるため、社債投資への影響はない(ただし、照会事項1に回答のとおり、投資信託の基準価格の算定業務への影響が懸念される)。</p>
S社	<p>(1) 考えない。</p> <p>(2)～(4) —</p>

【照会事項3】

会社名	回答
A社	<p>(1) 報告時限が午後6時に繰下げられた場合でも、弊社では現状の報告時限に基づいて気配値報告を行う業務フローを想定しているため、特段の負担増は生じない。しかし、今般の売買参考統計値の算出方法見直しにより、平均気配値・取引価格から一定基準を超えた乖離が発生した場合、修正の有無にかかわらず自社の報告気配値の確認が必要となることから、弊社からの気配値報告が早く完了していたとしても、全ての報告協会員が報告を終えて日証協によるチェックが完了するまで、待機しなくてはならない。弊社では商品担当ディーラーが報告気配値を決定するため、売買参考統計値の対象銘柄を報告するディーラーが全員待機しなくてはならないことから、労務管理方法の検討が必要であり、人材コストの負担が発生する。</p> <p>また平均気配値・取引価格から一定基準を超えた乖離が発生した場合、再確認・修正の時間が30分程度しかなく、専用端末でしか情報送受信を行えない現行の業務フローは非効率であり、システム対応など改善案を検討いただきたい。</p> <p>また、公表時間が繰下げられた場合、売買参考統計値を利用した日次の作業開始・終了時刻も繰下げられることから、労務管理上の人材コストの負担が発生する。</p> <p>(2) —</p>
B社	<p>(1) 社内システム反映するには20時までにデータ転送作業を完了させる必要があり、システムの特性上、他の時価も含めて作業する必要がある。対象の時価が問題ないかチェックを行い、データ転送時間を考慮すると午後7時頃までには完全な状態でデータを揃える必要があり、現状と同じように公表が若干遅れる場合があることを勘案すると、午後7時の公表時間では障害時に対応できない可能性がある。システムを変更しようとする、関係するシステムが多岐に渡るため、大規模なシステム改修が必要となり、当社としては現実的ではない。</p> <p>(2) (1)にあるように午後7時頃までに完全にデータを揃えること、また障害時の耐性を考慮すると午後6時半が当社としてもタイムリミットと考える。</p>

会社名	回答
D社	<p>(1) 報告作業に対する労務上の費用が発生する。</p> <p>(2) —</p>
H社	<p>(1) 追加システム負担、社内の業務フローの改訂及び追加人員の手当て等が必要となる。</p> <p>(2) 利用者としては、公表時間は午後6時30分の方が午後7時より望ましい。  報告社としての立場からは、報告時限が午後6時となると、協会チェック・指定報告協会員確認を30分で行うということになるため、(1)に加えて、時間縮小に応じたシステム・人員手当等が必要となる。公表時限を(1)対比前倒す場合には、併せて報告時限も前倒す方向性が望ましいと考えている。</p>
I社	<p>(1) 新たに業務・システム両面からフローの構築（日証協による取引価格との乖離チェックへの対応含む）及び従来フローへの組み込みが必要となる。システム変更等に係る具体的な費用は未定だが、種々の案件対応に鑑み半年～1年程度の期間は必要かと思われる。</p>
S社	<p>(1) オペレーションの負担が増加すると考えられる（勤務時間が延長する）。</p>
T社	<p>(1) 業務・事務効率の観点からは、「社債」と「社債以外」より、「速報値」と「確報値」に分けるほうが望ましい。現状、「社債」と「社債以外」とを（全体を）一括して算定しており、「社債」と「社債以外」を分けることは、同様の事務フローを夫々の時間帯で別々に行うことになり、労働力及びシステム運営の観点からも非効率化する。また、仮計算と乖離のフィードバックから修正の要否判断・報告確定までの時間が、「社債以外」が20分、「社債」が30分となり、現状とあまり差がなく、異常値チェックの精度向上は限界的と考える。</p> <p>(2) —</p>

【照会事項 4】

会社名	回答
A社	<p>弊社としては報告時限、公表時間の現状維持を希望する。報告時限、公表時間の繰下げを検討するにしても、社会全体の繰下げによるメリット・負担コストを十分に分析した上で、慎重に対応する必要があると考える。</p> <p>もし繰下げが決定された場合、1年半～2年程度の準備期間であれば、弊社の対応は可能である。</p> <p>また、提示のスキーム図において、平均気配値・取引価格から一定基準を超えた乖離が発生した場合に報告協会員が再確認・修正を行う時間が30分と短く、専用端末でしか情報送受信を行えない現行の業務フローは非効率であり、システム対応など改善案を検討いただきたい。少なくとも、専用端末以外の方法(メール・Web等)でも、各ユーザーが迅速に再確認できる業務フローを希望する。</p>
B社	<p>照会事項3に書いてあるように当社としては公表時間午後6時半がタイムリミットと考えている。</p>
C社	<p>当社は自らの業務が「公表時間の繰り下げ」に殆ど影響を受けないこともあるため、「事務局の見直し案」を支持しやすい立場にある。また、業界全体を見ましても、前回(第9回)の資料(「公社債店頭売買参考統計値の信頼性向上に関するアンケート調査の集計結果」)にもあるように、(投信)運用会社の根幹業務である「投資信託の基準価額の算定」に売買参考統計値を利用している会社は、15社中1社に過ぎず、業界全体での大きな混乱は生じないものと考えている。ただし、売買参考統計値を現在利用している1社(アンケートの集計対象になっていない運用会社もあるかもしれない)については、ほぼ確実に売買参考統計値の利用は出来なくなるため、他の価格ソースへ円滑に移行できるように、当該運用会社ならびに投資信託協会等と十分に協議して頂きたいと思う。</p>
D社	<p>主幹事を多く務めている協会の参加は重要なことであるが、1社のために公表時間を遅らせることは如何なものだろうか。主幹事を務め且つ、時間内に報告している業者の方が多く事実もあり、現行の体制に問題があるとは考えづらい。現行の体制に問題があるとは考えづらい。</p> <p>公表時間が午後7時に繰り下げ、システムトラブル等があった場合、公表時間は午後8時程度になるのか。現行のシステムにおいて、過去にどのくらい時間通りに公表できなかったかを示すべきではないだろうか。</p>
E社	<p>売参値を利用する部署(トレーディング、財務部門)は、売参値発表日にデータの取り込みが完了し翌朝に利用できれば、特段の影響はない。</p>

会社名	回答
	<p>システム的には従前の売参値取り込み開始時間が繰り下がることにより、他の業務のシステム処理に影響が出ることが考えられる。</p>
F社	<p>売買参考統計値データの精緻性、網羅性の向上を目指す際に、最終的に議論を尽くした結果として公表時間の繰り下げしかないのであれば受け入れるしかないが、そもそも当日の時価評価に広く使用されているデータであり現状の公表時間の17:30でも後続の事務負担を勘案すると少し遅いと感じている中で、19:00への繰り下げは非常に厳しい。社債については19:00ということであれば、別の方法で時価を取得することを考える必要がある。</p>
G社	<p>異論ない。</p>
H社	<p>制度の詳細決定・公表から1年半～2年程度後の実施であり、相応の準備期間が設けられており、大きな方向性について、対応可能と考えている。当該案において、公表時限については6時30分を7時対比選好する。一方、報告時限と公表時限は現実的に相応の間隔が必要であると考えている。実施迄、相応のリードタイムが確保されているわけであるから、公表時限の繰り下げは、現在の利用者目線で極小化しつつ、報告時限と公表時限の間隔については現実に照らして相応の時間を確保する形で、報告時限を検討していく方向性が望ましいと考えている。</p>
I社	<p>見直し案自体に瑕疵はないと考えるが、各報告協会の報告値そのものの精度を上げるという目的に対しては本案だけでは難しいのではないかと考える。</p>
J社	<p>公表時間繰り下げによるコストは非常に大きく、特に労務面においては、直接的な労務費用の増加に加え、人事規程等の変更が必要となる可能性もあり。売買参考統計値の精度が向上することに対しては、ユーザーとしてメリットを感じているのは事実であるが、公表時間繰り下げを伴うものである場合、コスト対比で考えればトータルではメリットは大きく上回るコスト/デメリットがあると考えます。</p> <p>また、本見直しにより、売買参考統計値の「算出プロセスの信頼性」が向上することは理解できるものの、統計値そのものの精度・信頼性が向上するの否かについては何ら示されていないため、利用者としてのメリットは感じられない。</p> <p>そもそも、今回の報告時間繰り下げに関する事務局案は、その趣旨が理解し難い。実質的には「大手証券会社1社を指定</p>

会社名	回答
	<p>報告会社に入れるための変更」という点であることは理解できるが、利用者に相応の負担がかかる変更であることを考えれば、何らか納得感のある説明が必要ではないか。少なくとも、いただいたアンケートからは社会的コストをかけても繰り下げるだけの理由は見当たらず、また、繰り下げた場合のメリットの提示が不十分と思料する。</p>
L社	<p>照会事項1に回答のとおり、投資信託の基準価格の算定業務への影響が懸念されるため、慎重にご検討ください。</p>
N社	<p>時価情報の信頼性の向上は、担保評価の観点からは望ましいと考えているため、多少の公表時間が後ろ倒しはやむを得ないと考えるが、システム影響を極小化する観点からは、現行どおり全銘柄を対象とした売買参考統計値データの配信が継続されることを希望する。</p> <p>なお、将来的には、前日の時価により担保評価を行う可能性も考えられることから、後ろ倒しされる時間は、極力短時間に抑えることが望ましいと考える。</p>
O社	<p>事務局案には賛成。流動性の高い社債以外の公債と社債に報告時限、公表時間に差を設けることは報告者及び利用者の双方の便宜を取り入れられる方策として考えられる。</p>
P社	<p>いずれであっても問題ない。</p>
S社	<p>バックオフィスが若干心配である。</p>
T社	<p>社債の価格は、社債だけで決まっているのではないことに鑑みれば、社債の報告時間を繰り下げることは必ずしも得策ではないと考える。</p>

【照会事項5】

会社名	回答
A社	提案の社債の速報値と確報値は、単純に速報値を再確認・修正したものが確報値ではなく、そもそも報告協会員が異なる全く性質が異なるものである。算出基準の異なる2つの売買参考統計値が公表されることにより混乱を招く恐れがあり、慎重に対応するべきだと考える。
B社	最終的に利用するのは確報値であり、変更される可能性のある速報値は当社としては必要ない。
C社	時間的な制約がある利用者の便宜を図るためには、望ましい方法だと考えている。 懸念点として考えられるのは、「速報値」と「確報値」に大きな乖離が生じた場合、(より正確だと考えられる)「確報値」と比較して、「速報値」の正確性に疑義が生じるのではないかという点である。そうした場合、「速報値」を時価評価や投資信託の基準価額算定に用いることが、会計監査的な観点から難しくなることも考えられる。ただ、「上下カットなし平均値」と「JS-Price 入り平均値」の間に顕著な乖離は無いように見受けられるため、そうしたリスクはあまり無いのかもしれないが、念のために会計士の方のご意見を賜りたい。
D社	2段階の速報値はあまり利用価値がない。
E社	自社の売買の参考価格(値幅制限の基準)、また保有有価証券の時価評価に実際に利用するのは「確報値」のみであるが、「速報値」を利用することにより相場急変時等に早いタイミングでその水準を把握できることは有用である。 また、受信側であるユーザーのシステムも変更が必要となる可能性が高い。
F社	速報値と確報値が両方公表される場合、通常は(内部管理上は)速報値で処理したうえで、翌日に確報値との乖離状況を確認し、損益補正の要否を判断する。その場合、決算基準日のみ確報値の公表を待って処理する(労務上の費用発生が決算基準日のみに抑えられる)運営が考えられる。
G社	速報値と確報値の二つが公表されても最終的に使用できるのはどちらかであり、作業等の二度手間を考えると、確報値のみの公表が望ましい。社債以外については、現行のタイムスケジュールで確報値を公表し、社債のみ遅れて確報値を公表すればよい。後から社債のみ値を更新するのは煩雑である。

会社名	回答
H社	速報値と確報値という設定自体が、売買参考統計値自体の信頼性を低下させてしまうのではないかと危惧する。また、二つの値が存在する為、データの取扱いについての対応等、追加のシステム負担等は、そうでない場合に比して相応に高まると考えている。
I社	弊社における売買参考統計値の利用範囲は限定的なため、基本的には「確報値」のみを取り扱うことになると考える。
J社	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保有有価証券の時価評価や窓販基準価格等に利用している社が多いと思われる中、「速報値」と「確報値」の2段階としても、結局、「確報値」のみしか使わない運営となる可能性が高い。そのような中、「確報値」の公表時間が18時30分以降となると、照会事項1に記載したような影響が発生することになり、現行通りの運営とすることが妥当と思料。</li> <li>・ 今回の提案は、指定協会1社を増やすための公表時間繰り下げと写る。精緻性向上という大義名分は理解するが、安易に公表時間の繰り下げに頼るのではなく、指定協会員になろうとする者に現行の公表スケジュールに則った報告させるというのが筋。他協会員ができて、とある協会員だけができないということ自体が理解しにくい。公表時間繰り下げは、利用者の立場で考えると、デメリットあってメリットなし。労務時間上の問題やシステム上のコストの問題は、昨年夏に実施されたアンケート結果からも多くの意見が挙がっていたと認識。かかる中で一方的に繰り下げを行うと言われても納得しにくい。少なくとも、今回のアンケート結果を重く受け止め、指定協会員に入る者の自助努力を促すことや実施までの余裕を持ったスケジュールリングを検討することを強く期待。</li> <li>・ 国際的な指標の信頼性向上の流れの一環であることは理解するが、一方で、個社の事情が多く市場参加者・利用者にも人的・金銭的な面で負荷を掛ける可能性が高いことについてももう少し説明する必要がある。債券には、一般に売買参考統計値・日本相互証券引け値・JS-PRICEの3種類の引け値が存在するが、これら複数の引け値が存在することについて国際的な議論を踏まえ自主規制団体たる日証協としてどう考えるのか。今回の措置により、売買参考統計値が他の引け値あるいは現在の売買参考統計値と比べ、どのように透明性・信頼性あるは適切性を向上・確保できるのか等議論して公表し、市場参加者及び利用者の理解を得るべきではないか。</li> <li>・ 速報値、確報値の二つの価格が公表される場合、社内で①どちらの価格を、②どのように利用するかの議論等、不要な混乱が生じる可能性あり。</li> </ul>

会社名	回答
L社	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自社にて利用するのは、「確定値」のみを想定（「速報値」の利用ニーズなし）</li> <li>・ 「速報値、確定値」の両方が存在する場合、誤取り込みを懸念</li> </ul>
M社	<p>保有有価証券の時価評価に利用していることから、「確定値」を用いる必要があると考えている。</p> <p>「速報値」と「確定値」の双方を公表することによる貴会の事務負担増大により、「確定値」が公表予定時刻から遅延するような事態が発生することを懸念する。</p>
N社	<p>当社は担保評価にのみ売買参考統計値を利用していることから、速報値を利用するケースは想定していない。</p>
O社	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 速報値と確定値の2本立てについては賛成しかねる。</li> <li>・ 速報値と確定値の間のかい離が限定的なことを前提として、速報値と確定値の2本立てとすることを提案していると思われるが、以下の懸念を持つもの： <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 利用者サイドで会計上の保有社債の評価基準としてどちらを妥当とすべきか混乱を生じないか。</li> <li>(2) そもそも速報値と確定値の2本立てによって売参値が2本できることに制度として違和感がないか（同一商品について短時間の間で2つの気配値が公表されるのは制度として奇異ではないか、そもそも速報値・確定値という2本立ての形で公表される気配値や指標に係る制度はあるのだろうか）</li> <li>(3) Libor 問題を契機として公に発表される気配値や指標について、それが取引や会計上の評価に影響を及ぼす場合には、その気配や指標の形成に厳格な要件が求められる潮流の中、利用者や業者の利便性重視に傾斜した制度設計で問題はないだろうか。</li> </ul> </li> </ul>
P社	<p>財務報告への利用は、「確定値」に限られるため、「速報値」を公表するのであれば、変動する可能性（特に最高値及び最安値）について十分な注意喚起が必要と思われる（「速報値」を財務報告に利用することは適切ではないといつてよいが、日本証券業協会が直接的にそのようなことを言う立場にはないと考えられるため。）。</p> <p>最高値及び最安値は、財務諸表作成者が売買参考統計値を時価とみなせない状況にあるか否かを判断するうえで、重要な情報である。</p>

会社名	回答
	<p>実務対応報告第25号「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」（平成20年10月28日 企業会計基準委員会）Q2のAでは、「売手と買手の希望する価格差が著しく大きい金融資産は、市場価格がない（又は市場価格を時価とみなせない）と考えられるため、このような場合には、「時価は、基本的に、経営陣の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額による」こととなる」とされている。</p>
S社	<p>トレーダーとしてどういった対応が迫られるのかが不明である。</p> <p>マーケットが忙しい時間帯（CONが入ってくる時間帯）に長い時間報告業務に時間を割くことは、極めて難しいと思われる。</p>
T社	<p>「速報値」と「確報値」の2段階に分け、「速報値」を元にフィードバックされる「乖離チェック」を参考に「確報値」において報告値の修正する場合、修正の可否、判断、変更等までの時間が1時間半程度確保できるため（現状20分）、異常値チェックの精度向上につながる可能性があると考えている。</p> <p>なお、「確報値」報告においては、現状のような個別銘柄毎の修正ではなく、一括して速報値を修正する機能が必要になると想定される（クレジットスプレッド、イールドカーブ等の修正が必要な場合、カテゴリー全体の整合性につき修正を必要とするケースを想定される）。</p>

以 上

# 参 考

## 売買参考統計値の報告時限及び公表時間の見直しに関するアンケートについて

平成 25 年 6 月 6 日

### 1. 本アンケートの趣旨

本協会においては、「社債の価格情報インフラの整備等に関するワーキング・グループ」（以下「ワーキング・グループ」といいます。）を設置し、公社債店頭売買参考統計値の信頼性の向上に向けた議論を行っております。

ワーキング・グループにおいては、現在、「売買参考統計値の報告時限及び公表時間の見直し」について検討しているところですが、本件については、売買参考統計値の指定報告協会員及び利用者に大きな影響を及ぼし得ることから、関係者の皆様の御意見をお伺いしたうえで、検討を進めたいと考えております。

つきましては、お手数でございますが、可能な範囲で結構ですので、できる限り詳細に、「3. 御照会事項」に御回答いただき、6月14日（金）までにご提出いただきますよう、お願いいたします。

### 2. 事務局としての考え方

#### (1) 公表時間を繰り下げる必要性について

##### ① 売買参考統計値の精緻性の向上

売買参考統計値は実勢価格と乖離しているとの声があり、売買参考統計値の信頼性の向上が求められているところである。特に、LIBOR 問題の発生以降、金融指標の信頼性・健全性の強化が世界的な流れとなっているなかにおいて、自主規制機関としての日証協が発表する売買参考統計値の信頼性の向上が求められている。

売買参考統計値の信頼性向上については、ワーキング・グループにおいて、検討を進めているところであるが、実勢価格と乖離しているかを検証するため、社債の取引価格と売買参考統計値との乖離を分析した。その結果、乖離は恒常的・全般的なものではなく、一部銘柄（イベント関連銘柄等の信用リスクが高い銘柄や流動性が低い銘柄）に限った問題であった。

信用リスクが高い又は流動性が低いといった特徴を有するのは社債が多く、乖離の問題は社債が中心であると考えられる。また、社債は他の債券と比べて、スプレッド・ボラティリティが高く、信用リスクに対する見方の相違などから報告気配値にバラつきがあり得るため、乖離が生じやすいと考えられる。

したがって、社債の売買参考統計値を精緻化していくことが売買参考統計値全体の信頼性の向上につながると考えられる。

ワーキング・グループでは、社債の売買参考統計値の精緻性を向上させるための対応策の1つとして、「スプレッドの変動やマーケットでの取引を捉えた適正な気配値を報告できる協会員（売買執行能力を有する協会員）からの気配値の報告を増やすこと」、「指定報告協会員が適正な気配値を報告できる環境を整備すること」が必要であると整理されたところであるが、この対応策の実現には、報告時限及び公表時間の繰下げが必須となっている。（\*）

\* スプレッドの変動やマーケットでの取引を捉えた適正な気配値を報告できる協会員（売買執行能力を有する協会員）からの報告を増やすことについて、社債の売買高シェア上位 10 社で 95%超、上位 5 社で 80%程度のシェアとなっている現状に鑑みると、売買高シェア上位の協会員で社債の気配値報告を行っていない協会員からの気配値報告が必要である。また、主幹事証券会社も適正な気配値の報告が可能であると考えられることから、主幹事証券会社にも社債の気配値報告を促すことが必要である。

そこで、社債の気配値報告を行っていない協会員のうち売買高シェア上位又は主幹事を多く務めている協会員に対して、社債の気配値報告を行っていない理由についてヒアリングしたところ、多数の銘柄について、午後 3 時現在の気配値を午後 4 時 30 分までに報告することは困難であるとの意見が寄せられたところであり、報告時限の繰下げにより、売買高シェア上位かつ主幹事を多く務めている協会員の参加が見込まれる。（ただし、報告時限の問題が解決しても別の問題（報告態勢の整備の問題等）があるため、直ちに報告を開始することは難しいとする協会員も多く、報告社数の大幅増は見込めない。）

\* 指定報告協会員が適正な気配値を報告できる環境を整備することについて、一部の協会員（現在、社債の気配値報告を行っていない協会員）からは、社債は銘柄毎にスプレッドの変動やマーケットでの取引を勘案して気配値を算出していることから、多数の銘柄の気配値を算出するには相応の時間を要し、また、担当者が算出した気配値の整合性を確認する時間も必要であるため、報告時限の繰下げが必要との声がある。

## ② 売買参考統計値の発表銘柄数の確保

昨今の外資系証券会社等における指定報告協会員辞退等の状況を勘案すると、今後も指定報告協会員数の減少が続くことが考えられる。その結果、最低報告社数を満たさない銘柄が増加し、売買参考統計値の発表銘柄数が減少することが想定される。特に、社債については、現状、気配値の報告社数が最低報告社数（5社）に近い銘柄が多いことから、指定報告協会員の報告辞退に伴う影響は大きく、発表銘柄数の大幅減少の恐れもある。

一方、ワーキングにおいて、発表銘柄数の確保の観点から最低報告社数の引下げについて検討した結果、報告社数の引下げは信頼性の観点からの課題もあるため、まずは、報告社数5社を確保するための方策を検討すべきであるとの整理がなされている。

したがって、発表銘柄数の確保のためには、まずは、社債の気配値報告社数を増やすことが必要である。特に、上記①のとおり、適正な気配値報告が可能な協会員の参加が求められるが、当該協会員の参加には報告時限の繰下げが必須となっている。

## (2) 具体的な見直し案について

上記(1)の「公表時間を繰り下げる必要性」を踏まえ、本協会としては、「売買参考統計値の報告時限及び公表時間の見直し」の案として、以下のような対応を検討しております。

しかしながら、本協会がこれまでに実施したアンケート等の調査によれば、報告時限の繰り下げ及びそれに伴う公表時間の繰り下げにより、指定報告協会員及び売買参考統計値利用者に影響が生じ得るものと考えられますが、繰り下げにより、これらの者の現行業務の継続が不可能になってしまう、又は、「公表時間を繰り下げる必要性」をはるかに超えるような影響が生じるのであれば、報告時限・公表時間を繰り下げることには難しいと考えています。

イ 社債と社債以外で報告時限、公表時間を分けた制度とする（社債以外については、現行の報告時限、公表時間を変更しない。）。

ロ 社債の報告時限を現行の午後4時30分から午後6時に繰り下げる。

社債の公表時間を現行の午後5時30分から午後6時30分又は午後7時に繰り下げる。

ハ 制度の詳細決定・公表から1年半～2年程度後に実施する（周知期間（準備期間））。

ニ 指定報告協会員における報告気配値の算出から協会における売買参考統計値のホームページ公表までのスキーム図は別紙のとおり。

（スキーム図においては社債の売買参考統計値公表時間は午後7時となっていますが、システムリプレイスによる処理能力の向上により、前倒しできる可能性があります。その点も踏まえ、ロの公表時間を「午後6時30分又は午後7時」としています。）

### 3. 御照会事項

上記「2. 事務局としての考え方」を踏まうえて、以下の照会事項に御回答ください。

【照会事項1】 自社における売買参考統計値の利用目的毎に「具体的な利用方法」、「公表時間を繰り下げた場合の影響の有無」、「影響の程度」について御回答ください。

(注1) 自社において複数の利用目的により売買参考統計値を利用している場合には、すべての利用目的について御回答ください。

(注2) 「公表時間を繰り下げた場合の影響の有無」及び「影響の程度」については、公表時間を午後6時30分とした場合と午後7時とした場合の両方について御回答ください。

(注3) 「影響の程度」については、①影響により必要とされる対応、②その対応のための費用や期間が必要である場合にはどの程度の費用や期間が必要か（費用及び期間については、概算かつ分かる範囲で結構です）について御回答ください。

なお、本協会がこれまでに行ったアンケート調査等によれば、公表時間を繰り下げた場合の主な影響（売買参考統計値の利用者における影響）として以下の点が寄せられています。

- ・システム変更が必要となる。
- ・業務終了時間が後ろ倒しとなり、労務管理上の問題や業務フローの再構築の必要性が生じる。

【照会事項2】 (1) 公表時間の繰り下げにより、日々の業務の実施において新たな費用が生じることとなった場合、社債投資をやめる又は縮小せざるを得ないといった影響が生じると考えますか（公表時間を午後7時とする前提でお答えください）。

(2) もし、そのような影響が生じる場合には、その理由や背景についても、可能な範囲で併せて御回答ください。

(3) (1) の他、公表時間の繰り下げにより従来の社債投資に変化が生じると考えられる場合は、その内容も併せて記載してください。

(4) 公表時間を午後6時30分とした場合で、上記(1)～(3)の回答内容が異なる場合には、その違いについて御回答ください。

【照会事項3】 (指定報告協会員となっている証券会社のみ報告者の立場から御回答ください。)

(1) 売買参考統計値の報告時限を午後6時、公表時間を午後7時に繰り下げた場合、どのような影響や負担が生じますか。

(2) 売買参考統計値の報告時限を午後6時、公表時間を午後6時30分とした場合で、上記(1)の回答内容が異なる場合には、その違いについて御回答下さい。

(注) 算出方法の見直しとして、今後は、平均気配値から一定以上乖離している気配値が報告された銘柄について、自社の報告気配値が適正なものとなっているかの確認を行っていただくこととしております。当該確認を行っていただくためには、全社の気配値が揃い、日証協によるチェックが行われる時間(午後6時過ぎ)までは、指定報告協会員において作業が発生し得る(待機していただく必要がある)と考えています。この点を踏まえて御回答ください。

【照会事項4】本協会が掲げる「公表時間を繰り下げる必要性」と照会事項1～3で御回答いただいた自社における対応等を勘案したうえで、事務局の見直し案(「2. 事務局としての考え方 (2) 具体的な見直し案」の枠内の案)についてどのように考えますか。

【照会事項5】売買参考統計値の公表時間が後ろ倒しされた場合に生じる影響と事務局の考える「公表時間を繰り下げる必要性」を考慮すると、以下のように「速報値」と「確報値」の2段階で売買参考統計値の算出、公表を行う方法も考えられます。

- |  |
|--|
| <p>イ 社債と社債以外で報告時限、公表時間を分けた制度とする(社債以外については、<u>現行の報告時限、公表時間を変更しない</u>)。</p> <p>ロ 社債については「速報値」(午後4時30までに報告が行われた気配値に基づき算出された値)と「確報値」(午後6時までに報告が行われた気配値(すべての気配値)に基づき算出された値)の2段階で公表を行う制度とする(社債については、2つの売買参考統計値を算出、公表する)。</p> <p>ハ 「速報値」については以下の対応とする。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・社債の報告時限を現行と同様の午後4時30分とする。</li><li>・社債の公表時間を現行と同様の午後5時30分とする。</li></ul> <p>ニ 「確報値」については以下の対応とする。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・社債の報告時限を現行の午後4時30分から午後6時に繰り下げる。</li><li>・社債の公表時間を現行の午後5時30分から午後6時30分又は午後7時に繰り下げる。</li></ul> <p>ホ 制度の詳細決定・公表から1年半～2年程度後に実施する(周知期間(準備期間))。</p> |
|--|

上記のように「速報値」と「確報値」の2段階で売買参考統計値を算出、公表することについてどのように考えますか。また、自社において「速報値」を利用する場合には、現行の業務フローに影響を与えることはないと考えられますが、「速報値」を利用することについての懸念点や、懸念点を解消するために対応すべきと考える点があれば御記載ください。

以 上

# 資料 3

## 「売買参考統計値の配信状況に関するアンケート」集計結果

平成 25 年 6 月 26 日

売買参考統計値の公表時間の繰下げに関しては、売買参考統計値の利用者サイドから、「情報ベンダー等から配信を受けた売買参考統計値データを自社のシステムに取り込んだうえで自社の業務を行っているが、売買参考統計値の公表時間が後ろ倒しになることにより、情報ベンダー等からの配信が大幅に遅れるような状況が生じることが懸念される」との意見が多く寄せられている。

このように、売買参考統計値の利用者が「公表時間の後ろ倒し」を許容できるかどうかという点については、売買参考統計値を配信している情報ベンダーにおける対応が大きく影響すると考えられることから、売買参考統計値の公表時間の繰下げに伴う影響を確認するため、現在の売買参考統計値の配信先である情報ベンダー等（10社）に対して、アンケートを実施し、アンケート集計結果を以下のとおり取りまとめた。

### 【照会事項 1】

社債について、売買参考統計値（配信データ）の受領後、貴社の情報提供画面に表示されるまでの処理時間及び表示時刻はどの程度になると思われますか。必要社内処理時間が現行と異なる場合は、その理由も併せて御回答ください。

#### ① 必要処理時間

回答	社数	必要処理時間（※）	必要社内処理時間が現行と異なる理由
現行と変わらない	7社	（現行）受信後瞬時～60分 ⇒ （変更後）—	—
現行より早くなる	1社	（現行）110分 ⇒ （変更後）40分	現行は19時の配信時間までの待ち時間があるため
現行より遅くなる	1社	（現行）10分 ⇒ （変更後）20分	日本業務時間外でのファイル受信になるため、社内作業が海外で行われることになり、付随する業務処理が現状よりかかると予測される。
該当なし	1社	—	—

（※）必要処理時間は、売買参考統計値の公表時間を18:30とした場合も19:00とした場合も同じ回答になっている。

② 表示時刻

時刻 \ 表示	17:10 ~18:00	18:01 ~18:29	18:30 ~18:40	18:41 ~19:00	19:01 ~19:10	19:11 ~19:30	19:31 ~19:40	19:41 ~19:50	19:51 ~20:00	20:01 ~20:10
現行	6社	1社	1社	1社	—	—	—	—	—	—
売買参考統計値の 公表時間が 18:30 の場合			3社	1社	2社	2社	1社	—	—	—
売買参考統計値の 公表時間が 19:00 の場合			—	1社	2社	1社	2社	—	2社	1社

(※) レンジでの回答の場合は、レンジの一番遅い時間帯にカウントしている。

【照会事項2】

社債について、情報提供画面以外の売買参考統計値の提供方法としてどのようなものがありますか。また、その処理時間及び提供時刻はどの程度になると思われますか。必要社内処理時間が現行と異なる場合は、その理由も併せて御回答ください。

① 具体的な提供方法

項番	提供方法	社数 (のべ社数)
1	他の公社債指標等と結合し、契約先へ配信	3社
2	データファイルサービス	3社
3	当社収録の属性情報と結合し、契約先へ配信	1社
4	売買参考統計値銘柄と当社算出の非採用銘柄時価を合せて契約先へ配信	1社
5	時価、代用評価額計算、時価値付日を算出し、電子帳票で配信	1社
6	該当なし	3社

② 必要処理時間

回 答	社数 (のべ社数)	必要処理時間(※1)	項番 (※2)	必要社内処理時間が現行と異なる理由
現行と変わらない	7社	(現行) 25分～60分 ⇒ (変更後) — (現行) 6時間 ⇒ (変更後) —	1、2、3、4 5	—
現行より早くなる	1社	(現行) 95分 ⇒ (変更後) 40分	1	現行は18時45分の配信時間までに待ち時間があるため
現行より遅くなる	1社	(現行) 15分 ⇒ (変更後) 20分	2	日本業務時間外でのファイル受信になるため、社内作業が海外で行われることになり、付随する業務処理が現状よりかかると予測される。
該当なし	3社	—	6	—

(※1) 必要処理時間は、売買参考統計値の公表時間を18:30とした場合も19:00とした場合も同じ回答になっている。

(※2) 項番は、上記①の「具体的な提供方法」の表の項番を表している。

③ 表示時刻

表示時刻	17:30 ～17:59	18:00 ～18:29	18:30 ～18:40	18:41 ～19:00	19:01 ～19:10	19:11 ～19:30	19:31 ～19:40	19:41 ～19:50	19:51 ～20:00	20:01 ～20:10	20:11 以降
現行	1社 (2)	4社 (1、2)	2社 (3、4)	1社 (1)							(24:00) 1社(5)
売買参考統計値の 公表時間が18:30 の場合			—		2社 (1、2)	4社 (1、2、3、4)	2社 (1、2)	—	—	—	(25:20) 1社(5)
売買参考統計値の 公表時間が19:00 の場合			—	—	—	—	2社 (1、2)	2社 (1、2)	2社 (3、4)	2社 (1、2)	(25:50) 1社(5)

(注1) レンジでの回答の場合は、レンジの一番遅い時間帯にカウントしている。

(注2) 括弧書きは、上記①の「具体的な提供方法」の表の項番を表している。